

令和7年度山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達賃貸借等業務仕様書

1 目的

全ての児童生徒たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現するため、「1人1台端末」と校内ネットワークインフラを整備し、国が提唱するGIGAスクール構想を推進してきた。

今後も引き続き、児童生徒の学習に1人1台端末を活用し、文部科学省が令和3年に提唱した個別最適な学びと共同的な学びを実現する「令和の日本型教育」の構築を推進していく。

また、災害発生等の非常時においてもICT機器を活用した遠隔・オンライン学習等により、学びを継続できる環境整備が必要となっている。

本事業では、活用支援、管理運用支援、保守業務等を含むタブレット端末等に通信を含め賃貸借契約を行うものである。

2 活用方法

小中学校においては、次のようなタブレット端末の活用を想定している。

(1) 児童生徒によるICT活用

- ① 文字や画像・音声などの情報の収集・選択・活用
- ② カメラ機能、文書作成ソフトウェア等の活用による資料の作成
- ③ プレゼンテーションソフトウェアを活用した発表
- ④ 協働学習における意見の交換や資料の作成・共有
- ⑤ 学校、自宅等での学習支援ソフトウェア等を活用した学習

(2) 教職員によるICT活用

- ① 授業支援ソフトウェア（デジタル教科書を含む。）等を活用した教材等の一斉発信や児童生徒の回答・考え方の把握・集約・提示・共有
- ② 教材研究や教材作成
- ③ LTE通信を活用し、WEB会議ソフトウェア等での児童生徒の健康観察や学習支援
- ④ 学校、自宅等での学習支援ソフトウェア等を活用した学習支援
- ⑤ 学習e-portalを活用した学習支援（ダッシュボード含む）
- ⑥ 教室で授業を受けることができない児童生徒（別室や家庭等を想定）への授業配信を行うなどの学習機会の確保

3 履行場所

(1) 山鹿市立小中学校 13校

(山鹿小学校、八幡小学校、三玉小学校、大道小学校、鹿北小学校、菊鹿小学校、鹿本小学校、めのだけ小学校、山鹿中学校、鹿北中学校、菊鹿中学校、鹿本中学校、米野岳中学校)

(2) 山鹿市役所 (山鹿市教育委員会)

詳細は別紙 1

4 契約予定日

令和 7 年 12 月中旬

※ 契約日から令和 8 年 7 月 31 日までの間は契約準備期間とする。なお、契約準備期間については、使用料等の料金は発生しないものとする。

※ 契約期間中に歳入歳出予算額の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する場合がある。その場合は、損害賠償金の協議に応じる。

5 支払いが発生する期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日まで (60 か月)

6 業務内容

タブレット端末 (ソフトウェア等含む) 及び周辺機器 (以下「タブレット端末等」という。) のレンタル、保守、モバイル通信の提供やタブレット端末の円滑な活用のための研修・管理運用支援等を一括した教育の情報化支援業務とする。

主な業務内容は、次の(1)～(4)に示すものとする。

(1) タブレット端末等のレンタル

① タブレット端末等のレンタル

(ア) タブレット端末等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。

(イ) タブレット端末等の調達、納入、設定等すべての諸費用については、受注者の負担とすること。

(ウ) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに納入業者の負担において速やかに原状復旧すること。

(エ) タブレット端末は、次のような利用制限を実施すること。

- ・ 利用者によるタブレット端末の設定変更及び初期化
- ・ 利用者によるアプリケーションのインストール及び削除
- ・ 利用者による私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入 (サイト上からの購入、ストア系アプリからの購入等)

- ・ 有害なインターネットウェブサイトの閲覧
- ・ 利用者の私的利用（SNS 投稿等）
- ・ 使用を許可されていない者のタブレット端末の利用

② タブレット端末に不具合、紛失、盗難が発生した場合の対応

- （ア） 授業に支障をきたさないよう、交換を基本として対応すること。
- （イ） 紛失・盗難の場合は、直ちに端末及び回線の不正使用を防止するための措置を講じること。

③ クラウドサービスによる情報管理

- （ア） 授業において児童生徒が作成した成果物等を保存共有するためのクラウドストレージを提供すること。
- （イ） 事業の継続性を担保するための対策を講じること。（データセンターの分散配置やバックアップデータの保管等）
- （ウ） クラウドストレージ上に保存されたデータの利用者を制限する手段を講じること。
- （エ） クラウドストレージに対してはデータの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。
- （オ） 契約期間満了後のクラウドストレージ内のデータについては、次期システムへ移行するために、抽出し提供すること。

④ 契約期間満了後の機器の撤去並びに当該端末及びクラウドストレージ内のデータ消去（移行後）

- （ア） 契約期間満了後、すべての機器を撤去し、回収すること。
- （イ） タブレット端末等及びクラウドストレージ内のデータは完全消去し、復元不可能な状態にすること。ただし、タブレット端末等内のデータの完全消去が難しい場合は物理的破壊を行うこと。なお、作業完了後は、報告書又は証明書を発行すること。

※ 故障等の理由から、契約期間中に機器を交換する場合も同様の対応とする。

- （ウ） 回収物品は各学校 1 箇所に集約されたものを回収すること。

(2) 保守サービスの提供

- ① 故障時及び紛失・盗難発生時の対応並びに機器の保守・運用に関する技術的支援及び助言を受けられる窓口を設けること。
- ② 保守の窓口については、ハードウェア及びソフトウェアの窓口を一本化すること。
- ③ 障害の有無にかかわらず、月毎の障害対応報告書を取りまとめ、翌月速やかに教育委員会へ提出すること。
- ④ タブレット端末に、不具合、紛失及び盗難が生じた場合は、学校活動に支障を

きたさないような対応をすること。また、紛失や盗難の場合は、直ちに端末及び回線の不正使用を防止するための措置を講じること。

- ⑤ オンサイト保守（タブレット端末は、代替機持ち込み）が実施できること。なお、各学校等へのオンサイト対応は受注者が行うこと。
- ⑥ 対応にあたっては、学校及び教育委員会と連携し対応すること。

(3) モバイル通信の提供

- ① 総務省大臣から電気通信事業に関わる認可を得ており、自ら基地局を開設し運用している通信キャリアのモバイル回線を提供すること。
- ② 通信規格は、5G（LTE）通信とすること。また、常時使用が想定される山鹿市立小中学校周辺においてはLTE通信を安定して利用できるよう、事前に電波調査を実施し、提案時に提出するとともに必要な場合は機器の納入期限までに通信環境を改善すること。また、提案時には具体的な通信エリア改善対象校・改善策・改善スケジュールを示すこと。
- ③ タブレット端末を利用した授業等を恒常的に実施するために通信料シェア等を行い、十分な通信速度・通信量を確保すること。また、通信量は1人当たり10GBとすること。
- ④ 通信状況の監視を行い、8GBを超えた場合には速やかに通知を行うこと。また、毎月20日までに毎月のデータ使用量/各種ソフトウェアのログイン状況などをレポートにまとめて報告すること。
- ⑤ 月あたり通信量が超過した場合でも、低速措置等で通信を確保すること。
- ⑥ 各学校から通信の不具合について申告があった場合には迅速に原因調査・対策を検討し教育委員会と協議の上実行すること。
- ⑦ 持ち帰り学習を行った際、家庭内で、納品された端末のモバイル通信が一定速度確保されていない場合には、家庭内の通信エリア改善の対策を講じること。
- ⑧ 本市から2時間30分以内で移動できる場所に通信保守拠点を保有しており、通信不具合が発生した場合には速やかに対応できる体制を構築していること。

(4) その他

- ① タブレット端末導入の対象施設内において、本調達で整備する通信回線が利用者に責のない利用状況において利用不能又は不安定であることにより、タブレット端末の利用に支障が生じる場合は、電波改善策を受注者の負担において実施すること。
- ② タブレット端末からのインターネット接続を禁止又は制限できる機能や情報漏えい防止対策や外部からの不正侵入対策等、多層防御によるセキュリティ対策を講じること。
- ③ タブレット端末の円滑な活用のために必要な情報提供等の支援を行うこと。
- ④ タブレット端末には、MDMを導入することとし、必要に応じて操作説明会を

開催すること。

- ⑤ 機器には、管理番号等を記載したラベル等を貼付し、管理一覧を市側へ提出すること。
- ⑥ 契約期間中のサービスが提供できなくなった場合は、教育委員会と協議の上速やかに代替サービスを提供すること。※プロポーザルにおける独自提案の一つである。

7 タブレット端末等の仕様等

ア 端末本体

項目	仕様内容
製品	・ Apple iPad A16（第 11 世代）以降のセルラーモデルであること。
OS	・ iPadOS（iPadOS18 以上、日本語版）
ストレージ	・ 128GB 以上であること。
画面	・ 11 インチ、タッチパネル
無線	・ IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上の機能を有すること。
スタンド	・ 利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること（キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない）。
キーボード	・ ハードウェア JIS 配列準拠キーボードを装備していること。
タッチペン	・ タッチペンはキーボード/カバー本体に収納できること。
カメラ機能	・ インカメラ及びアウトカメラの機能を有すること。
音声接続端子	・ USBType-C ポートに 3.5mm プラグ仕様のマイク・ヘッドフォンが接続できる変換アダプタを端末台数分用意すること（ハードウェアキーボードの本体カバーを取り付けた状態でも、本アダプタを端末の USBType-C ポートに接続できること）。 ただし、キーボードにマイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有しており、マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応することでも可とする。
外部接続端子	・ USB2.0 以上の規格であって USBType-CPD(Power Delivery)に対応したポートを 1 つ以上有していること。
SIM カード	・ eSIM に対応していること。 また、eSIM の再発行プロセスを提供すること。

バッテリー稼働時間	・バッテリーの稼働時間は1時間目の授業開始から6時間目の授業終了までの連続利用が可能である連続8時間以上の使用に耐えうること。
重さ	・1.5kg 程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード/カバー）。
保守	・メーカーによる1年以上の無償保証が付帯していること。
その他	・端末を適切に運用するための以下の機能を有していること。①端末の稼働状況を把握できる機能②適切なセキュリティ対策としての以下の機能・マルウェアから端末を保護する機能・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい）。 ・充電及び通信用のライトニングケーブル（純正品を原則とする。）を端末1台につき1本付属すること。

イ キーボード／カバー

項目	仕様内容
キーボード/カバー	・下記の製品を提案すること。また、メーカー保証を付帯すること。 株式会社 MDS UCKCIPG 1 0 BK

ウ USB-C-3.5mm ヘッドフォンジャック変換アダプタ

項目	仕様内容
変換アダプタ	・ヘッドフォンやスピーカー等の標準的な 3.5mm オーディオプラグを USB-C デバイスに接続するためのアダプタとして、調達する iPad（Apple 社）に適合すること。 ただし、キーボードにマイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有しており、マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応することでも可とするため、提案不要とする。

エ タッチペン

項目	仕様内容
タッチペン	・導入するタブレット端末で利用可能なもの。

オ 端末管理機能（MDM）

項目	仕様内容
端 末 制 御 機 能 (MDM)	・ 下記のソフトを提案すること。 Jamf 株式会社 Jamf School

カ Web フィルタ

項目	仕様内容
Web フィルタ	・ 下記のソフトを提案すること。 デジタルアーツ株式会社 i-Filter@Cloud

キ 端末の保守・保障

項目	仕様内容
保守・補償範囲	・ 端末の不具合/故障/紛失/盗難に対して無償で交換を行うことができること。 ・ 無償交換の回数は制限がなく、何度でも交換が可能なこと。 ・ 自然故障、バッテリーの保存容量が劣化した端末については、回数無制限で交換ができること。 ・ 端末交換に関する事務手続き等は、受託者にて実施するものとし、教育委員会や学校関係者等は故障の申告のみを実施するものとする。 ・ 保守拠点およびヘルプデスクを本市から 2 時間 30 分以内で移動できる場所に設置していること。

ク 授業支援・共同学習支援ソフト

項目	仕様内容
授業支援協働学習 支援ソフト	下記のソフトを提案すること。 ① 株式会社 LoiLo ロイロノート ② 株式会社 MetaMoJi メタモジクラスルーム

ケ ドリル教材

項目	仕様内容
ドリル教材	下記のソフトを提案すること。また、学習 e ポータルと連携したものとする。こと。 ラインズ株式会社 ラインズ e ライブラリアドバンス

コ 遠隔授業支援ソフトウェア

項目	仕様内容
遠隔授業支援ソフトウェア	・遠隔授業を支援する機能（Web 会議機能、画面共有、チャット機能等）を有するソフトウェアを納入すること。 ・少なくとも 175 クラス（1 クラス教職員 1 名、児童生徒 40 名）が同時に遠隔授業を実施できるライセンス数及び 5 年間使用できるライセンスを含めて導入すること。

サ 充電保管庫

項目	仕様内容
充電保管庫	・充電保管庫及びタブレット端末充電機器若しくは充電機能付収納保管庫を納入すること。 ・本体又は周辺機器により、収納したタブレット端末の充電は輪番充電機能を有すること。 ・本体又は周辺機器により、収納したタブレット端末にソフトウェアのインストール及びアップデートを実行する機能を有することを原則とするが、その他合理的な提案も可能とする。 ・扉は施錠可能であること。 ・仕切板は、タブレット端末の傷防止のため、樹脂製であること。 ・キャスター付きで移動が可能であること。 ・過充電を防止する機能を有すること。 ・1 台当たりのタブレット収納可能台数は別紙 1 に記載しているとおりを原則とするが、端末台数に応じた合理的な提案も可能とする。

上記仕様に要する費用は、全て本調達に含めること。

8 タブレット端末等の納入

(1) 事前準備

- ① 教育委員会と協議して決定した日までに、導入先の学校等への納入・各種設定・事前の動作確認を行い、タブレット端末等が利用できる状態にすること。
- ② 教育委員会と事前に協議のうえ、納入に関する作業計画書を作成し、提出する

こと。

- ③ 搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。
- ④ 学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について、事前に当該学校へ通知すること。

(2) 納入作業

- ① 納入作業は、教育委員会及び学校の承認を受けて行うこと。
- ② 納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに現状復旧すること。

(3) キットニング等

- ① 納品物件の管理台帳を作成し、教育委員会へ提出すること。
- ② iPadOS のバージョンはメジャーバージョンを統一した状態で納品すること。
- ③ ケース・フィルムを装着し、端末管理番号を記載したラベルをタブレット端末に貼り付けた状態で納品すること。
- ④ タブレット端末にはアプリケーションを最大25個インストールした状態で納品すること。また、次のアプリケーションをインストールすること。
 - (ア) MDM で必要となるアプリケーション。また、MDM の管理配下に設定した状態で納品すること。
 - (イ) 授業支援サービスで必要となるアプリケーション
 - (ウ) 本件で提案されるアプリケーション
 - (エ) インターネットを使用するために必要となるアプリケーション
- ⑤ Apple 社が提供する DEP を利用し、納入する端末を監視モードにすること。
- ⑥ 利用者が自ら MDM の管理下から離脱できないよう、MDM の構成プロファイルを削除できないよう設定すること
- ⑦ フィルタリングソフトをアクティベートした状態で納品すること。
- ⑧ iPad 端末は本体のみを箱に梱包した状態で納品すること。

(4) 納入場所及び数量

別紙1のとおり。

(5) 納入期限

令和8年7月31日までに完納すること。ただし、天災地変その他正当な理由により納入期限までに納品することができないときは、その理由を詳記し、納入期限内に期限の延長を願い出ることができる。

(6) その他

- ① 納入したタブレット端末等に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- ② タブレット端末の設定、セットアップ ID の取得及びリセット、基本操作、MDM、授業支援サービス、故障時や紛失時の対応等に係るマニュアルを作成

し、教育委員会と協議のうえ決定した方法・部数で提供すること。

9 取組体制

タブレット端末運用管理等業務に対応できる体制（BCP 等の組織セキュリティ体制、学校・教育委員会との連携体制、導入にあたっての人材配備体制、学校での研修体制、問い合わせ窓口体制）を整えること。

10 機密保持、情報セキュリティに関する責任、法令等の順守等

(1) 機密保持

- ① 受託候補者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、山鹿市教育委員会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。
ただし、次のいずれかに該当する情報については、除くものとする。
 - ・ 取得した時点において、既に公知であるもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 山鹿市教育委員会から秘密ではないと指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に山鹿市教育委員会との協議のうえ、承認を得たもの
- ② 受託候補者は、山鹿市教育委員会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製してはならない。
- ③ 受託候補者は、本調達に係る業務に関与した受託候補者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。
- ④ 受託候補者は、本調達に係る検収後、受託候補者の事務所内部に保有・保管されている本調達に係る山鹿市教育委員会に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、山鹿市教育委員会から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に返却するものとする。

(2) 情報セキュリティポリシー等の遵守

- ① 受託候補者は、山鹿市が別に定める「情報セキュリティ基本方針」等を遵守すること。
- ② 受託候補者は、個人情報の扱いについて、山鹿市が別に定める規定等を遵守すること。

(3) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- ① 受託候補者は、山鹿市が定めるセキュリティポリシー等に従い、受託候補者の組織全般のセキュリティを確保するとともに、山鹿市から求められた本調

達に係る業務の実施における情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

- ② 受託候補者は、山鹿市の個人情報保護のための体制を整備すること。

(4) 法令等の遵守

- ① 受託候補者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を順守すること。
- ② 受託候補者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託候補者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

1 1 その他

- (1) 教育現場における業務効率化や ICT の利用促進等に関して、予算内に収まる追加提案があれば提案すること。
- (2) 使用料は月払いとし、初期費用も含めて分割払いとすること。
- (3) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 仕様書に想定されていない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。